

まちを変える 未来が変わる

☎ICT政策課 ☎・☎(582)1124 ☎(583)9444

デジタルとのおつきあい

デジタル化の浸透に伴い、子どもから高齢者まで、生活の中でスマホやタブレット、パソコンを活用する機会が増えてきました。便利になった一方で、令和3年度に市消費生活センターで受け付けた、インターネットを介したトラブルは160件ありました。今回は、トラブルに合わないためにどうすればよいのか、さらに、デジタルを使って家族を守る方法を考えます。

トラブルの事例

- ・SNSに掲載した写真に近所の看板が写っていて、自宅を特定されそうになった。
- ・大手ショッピングサイトの偽サイトにアクセスし、クレジットカード情報を入力してしまった。
- ・配偶者が死亡した後に、ネット取引などの請求が来た。解約方法が分からない。

SNSやネットとのつきあい方の基本

- ・個人情報は基本的に公開しない
- ・現実世界で会おうとする人には近づかない
- ・普段暮らしている範囲の写真は掲載しない
- ・子どもがネットを使う時は、危険性を一緒に確認する

デジタルを使って家族を守る

離れて暮らしている家族と連絡を取り合う際、スマホやウェブカメラなど顔を見てコミュニケーションをとる方法があります。

家族の顔を見ながら話せるので、特殊詐欺に合わないなど防犯にも役立ちます。よく相談をしたうえで、お互いが一番良い方法で連絡を取り合ってください。



イラスト出典：内閣サイバーセキュリティセンター作成「インターネットの安全・安心ハンドブック」より

消費生活センター情報

No. 56

くらしのちより

クレジットカード利用の注意点

18歳になるとクレジットカードを作ることができます。カードは便利でキャッシュレス時代に欠かせませんが、手元や口座にお金がなくても買い物ができるといことは、借金をしていることと同じという認識を持ちましょう。

ネット利用の際は、信用できるサイトかどうかよく確認しましょう。カード情報を盗まれ、不正利用される被害が多発しています。利用確認メールや利用明細は必ずチェックしましょう。不正利用があった場合、すぐにクレジット会社に連絡をしてください。

カードの紛失や盗難で第三者に悪用された場合、署名がないと本人の過失とみなされ、補償対象外となります。カードを他人に貸して不正利用被害にあった場合も同じです。カードを他人に貸すことは契約違反なので、たとえ家族や友人でも貸さないようにしましょう。

☎消費生活センター(生活支援相談課内) ☎(582)1146 ☎(582)1138